

## ⑥事業承継（死亡）特例（個人事業者等）

### 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合（1）

事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、売上要件の対象月の事業収入が、売上要件の**基準月の事業承継前の各人の事業収入を合算したもの**と比べて**20%以上減少**している場合、証拠書類等並びに算定式及び基本情報について特例を適用することができる。

#### 【追加の書類】

- ・ 個人事業者の開業・廃業届出書の写し  
※売上要件の基準月と対象月の間に事業の引継ぎが行われたことが明記されていること
- ・ 承継される以前の売上要件の基準月を含む前任者及び後継者の確定申告書B（第一表）の写し
- ・ その他事務局が必要と認める書類

⑥事業承継(死亡)特例(個人事業者等)  
事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合(2)

■個人事業の開業・廃業届出書の写し

・以下の要件が満たされていること。

①「届出の区分」欄において「開業」が選択されていて、事業承継した者の住所及び氏名(前事業者)からの、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

②事業収入を比較する2つの月の間の開業日であること。

※收受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること

※個人番号を塗り潰したものを提出ください。

※個人番号を黒塗り、または目隠ししたものであること

收受日付印が押印されていること。

①「届出の区分」欄において「開業」が選択されている。

②事業承継した者の個人確定申告書に記載の住所・氏名(前事業者)から、事業の引継ぎが行われていることが明記されている。

③「開業・廃業等日」欄において開業日が事業収入を比較する2つの月の間の開業日であること